

11 その他中心市街地の活性化に資する事項

〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意点

特になし

〔2〕都市計画等との調和

中心市街地活性化基本計画に基づく事業等は、市都市計画マスタープラン等において、以下の通り適合又は調和が図られている。

上位・関連計画名称	方針・施策等
宮古島市都市計画マスタープラン(令和3年4月改定)	<p><市街地整備の方針></p> <p>○中心市街地の重点的整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西里大通り、下里通り、市場通りを骨格とする中心拠点（中心市街地地区）では、市民や観光客が集い交流する賑わいの拠点づくり、安全・快適に回遊できる空間づくり、本市の情報発信などを念頭に置いて、地域を巻き込みながら重点的に事業・施策を展開する。 ・「みなとまち宮古再生プロジェクト」の取組を核とし、平良港やトゥリバー地区との連続性を高める市街地整備、各通り会が主体となった店舗・道路の修景整備など、ハード・ソフトの一体的整備を進めていく。 ・市役所機能の移転に伴う旧平良庁舎の未利用施設については、中心市街地のにぎわい創出に寄与する機能の導入など、本市や中心市街地の振興に有効かつ必要な活用を検討する。 <p><平良地域・市街地ゾーンの都市づくりの方針></p> <p>①市民・観光客の交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下里通り、西里通り、市場通り、マクラム通りの商店街は、『中心商店街エリア』に位置づけ、賑わいある商業環境形成を図る。 ・平良港周辺の旧市街地は、『歴史環境保全エリア』と位置づけ、歴史・文化を通じた回遊機会の促進を図る。 ・平良港周辺一体は、平良港を『交流・物流エリア』、荷川取漁港周辺を『漁業・海洋レジャー共存エリア』と位置づけ、海をいかした交流促進を図る。 ・市役所機能の移転に伴う旧平良庁舎の未利用施設については、中心市街地のにぎわい創出に寄与する機能の導入など、本市や中心市街地の振興に有効かつ必要な活用を検討する。 <p>②良質な定住環境の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域内の住宅地は、『住宅地エリア』と位置づけ、市街地整備及び規制誘導による良質な定住環境の形成を促進する。

	<p>③商業・業務機能の集積促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(都) 中央縦線沿いの用途地域内は、『商業・業務エリア』と位置づけ、商業・業務機能の立地促進を図る。
第2期宮古島市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年3月改定)	<p>基本目標1. やりがいのあるしごとをつくり安心して働けるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業名 ・公設市場事業 ・6次産業化プロジェクト推進事業 <p>基本目標2. 多彩な交流によりひとを呼び込む</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業名 ・宮古島市 neo 歴史文化ロード整備事業 <p>基本目標3. 妊娠・出産・子育ての希望を実現し、安心して子育てが出来る環境を整備する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業名 ・ファミリー・サポート・センター事業 <p>基本目標4 健康で安全・安心に暮らせる持続可能な島をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業名 ・空き家対策 <p>横断的な目標1 持続可能な地方創生を推進する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業名 ・電気自動車(EV)普及事業
宮古島市住生活基本計画(平成30年2月)	<p>○市街地活性化と連携したまちなか居住</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活力のある市街地づくりを図る為、地域資源として空家等の利活用の促進を図るとともに、既存商店街の活性化と併せて、まちなかの賑わい創出とまちなか居住を促進する。
宮古島市景観計画(令和3年4月改定)	<p>○中心商業・業務地景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから発展してきた旧来のまちの賑わい、雰囲気を継承し、通り毎にテーマ性をもつ、歩いて楽しい中心商業・業務地景観づくりを進める。
第2次宮古島市観光振興基本計画(平成31年3月)	<p>○中心市街地の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎移転後の市街地の活性化のため、西里通り、下里通り、市場通り周辺の環境整備を行う。 ・平良港から市街地までの導線確保と回遊性強化を図り、消費拡大を実現するためにまちなかめぐりルートの作成を行う。 ・空き地、空き家などの不動産情報を集約し、創業希望者への情報提供を促す。
宮古島市バリアフリー基本構想(平成25年3月)	<p>中心市街地周辺の重点整備地区内において、事業を実施すべき施設として、生活関連施設及びそれらをつなぐ経路を生活関連経路に位置づける。</p> <p>(生活関連施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公設市場、西里郵便局、琉球銀行宮古支店、旧平良庁舎 等 <p>(生活関連経路)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央縦線、下里通り線、市場通り線、西里通り線、久松線 等

【3】その他の事項

（１）環境・エネルギー等への配慮

本市は、地下水保全をはじめとする環境保全と世界的規模での環境問題の改善に向けて、平成20年3月31日に「エコアイランド宮古島」を宣言した。

平成30年3月には、エコアイランド宮古島宣言から10年経過したことを踏まえ、より市民と一体となった取組の指針となるビジョンづくりを意識して、「エコアイランド宮古島宣言2.0」を発表した。

エコアイランド宮古島宣言2.0においては、市民と目標を共有するため「千年先の、未来へ。」という標語を決定し、2030年、2050年に5つの指標「地下水水質・窒素濃度」「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」「エネルギー自給率」「サンゴ被度」「固有種の保全」が目指すゴール（エコアイランドの未来像）を定めている。

また、「エコアイランド宮古島」の具現化とその付加価値を高めていくため、市、市民、島内における事業者、観光客等の本市にかかわるすべての人や団体が横断的な連携を図りながら、取組を進めて行くことを目的として、平成26年7月1日に「エコアイランド宮古島の推進に関する条例」が施行された。

同条例に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、エコアイランド宮古島推進計画（以下、「推進計画」）を策定し、令和4年度の同計画では、中心市街地における悪臭対策やエコアイランド宮古島のブランド化などに取り組むこととしている。

（２）国の地域活性化施策との連携

「第2期宮古島市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）」において、計画の目標の実現に向けた主な事業のうち、以下の事業が中心市街地活性化基本計画に位置づけられている。

- 基本目標1「やりがいのあるしごとをつくり安心して働けるようにする」
⇒公設市場事業、6次産業化プロジェクト推進事業
- 基本目標2「多彩な交流によりひとを呼び込む」
⇒宮古島市 neo 歴史文化ロード整備事業
- 基本目標3「妊娠・出産・子育ての希望を実現し、安心して子育てが出来る環境を整備する」
⇒ファミリー・サポート・センター事業
- 基本目標4「健康で安全・安心に暮らせる持続可能な島をつくる」
⇒空き家対策
- 横断的な目標1「持続可能な地方創生を推進する取組」
⇒電気自動車（EV）普及事業